

福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案に対するご意見に対する考え方について

整理番号	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	<p>本件概要2Ⅱ(1)等は、工事の「一部を完了し」たときに公示をすることとしています。</p> <p>しかし、理論的には工事は無限に分割できるものであることから、これではいつ公示しなければならないのか不明だと思いません。</p> <p>私の意見では、次に掲げるときに公示するべきだと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機能的にある程度まとまった工事の一部が完了し、他の部分の完成前に当該一部の供用を開始しようとするとき。 2. 工事の一部が完了したが、他の部分を廃止しようとするとき。 3. 工事の一部が完了したが、他の部分の工事を長期間休止しようとするとき。 	<p>ご指摘の公示時期に関しては、各工事の進捗状況等に合わせて必要に応じて公示するものとしたものであり、実際に公示を行う際には、混乱のないよう配慮していきたいと考えています。</p>
2	<p>予算や事業が被災者のために行われるように徹底すること。</p>	<p>福島復興再生特別措置法に基づくインフラ工事の国による代行に関しては、福島県の復興及び再生を推進させる事業について実施していく考えです。</p>